

第 28 回南極条約協議国会議について

(1) 概要

2005 年 6 月 6 日～17 日にストックホルム（スウェーデン）において、第 28 回南極条約協議国会議が開催され、我が国からは、環境省、外務省、水産庁及び国立極地研究所等から担当者が出席しました。

南極条約は、南極地域での科学的観測のための国際協力の推進、領土権主張の凍結等を定めた条約で、1961 年に発効し、日本はその原署名国です。また、南極条約の下に、南極地域の環境及び生態系の包括的保護を目的とする環境保護に関する南極条約議定書及び附属書 ～ があり、1998 年に発効しています（日本は 1997 年批准）。

この会議はこれらの条約及び議定書に基づき、南極地域に関する課題を協議国の間で協議するために、毎年開催されているものです。環境省は議定書の国内担保法「南極地域の環境の保護に関する法律」を所管しており毎年、この会議に出席しています。

(2) 環境上の緊急事態から生じる責任に関する附属書の採択

今回合会では、13 年間に亘り、交渉が続けられてきた「環境保護に関する南極条約議定書の附属書 VI」（いわゆる「環境上の緊急事態から生じる責任に関する附属書」）が採択されました。

本附属書の主な構成は、南極海や大陸上で観光や観測活動を実施している事業者が、船舶からの油流出等、環境に重大な悪影響を与える事故等の環境上の緊急事態を起こした場合に油の回収等の対応措置をとることを義務化、事業者が自ら対応措置をとれず他国の事業者によって対応措置が代行された場合の費用償還責任及び償還ルールの明確化並びに事業者に対応措置費用及び費用償還責任をカバーする保険の保有の義務化から成ります。

今まで南極では、1989 年に発生したバヒア=パライソ号の沈没（約 60 万リットルの油が流出）等、大型船舶の沈没が少なくとも 3 件報告されていますが、この附属書により、事故予防が喚起されること、また、万が一、事故が生じた場合にも、速やかに対応措置がとられ、南極環境への悪影響が、最小限に食い止められることが期待されています。

今後、我が国もこの附属書の締結に向けた国内担保策について検討を進めます。

(3) 南極特別保護地区の指定等

今回、環境上の価値を保護すべき南極特別保護地区として、ドロニングモードランドのダクシンガンゴトリ氷河（インド提案）等が、また、歴史的価値を保護すべき南極史跡記念物として、探検家アムンゼンを記念した南極点にあるテント（ノルウェー提案）等が新たに指定されました。

また、新規基地の建設に関する環境影響評価書の審査が行われ、イギリスのハリー 基地の建設、ドイツのノイマイヤ 基地の建設が認められました。両基地とも海に張出した氷床（※註1）の上に建設することが予定されています。

(4) 南極地域における観光問題

南極地域においては、観光活動や冒険旅行も盛んに行われています。例えば、2003 年～

04年シーズンには、世界から年間約20,000人（うち、日本人は700人）が南極地域に観光で訪れました（国際南極旅行業協会調べ）。

今回の会議では、観光活動の更なる拡大を抑止するため、観光客宿泊施設等の恒常的な施設の設置を法的に禁止する提案がありました。この提案については、支持を示す国が多かったものの、結局、合意には至らず、次回の協議国会議に向けて引き続き議論されることになりました。

現在の制度では、議定書に基づく環境影響評価手続きを経れば、南極地域での観光が可能のため（※註2）、我が国としては現在の制度との整合性を慎重に検討することが必要と考えています。

註1 ...大陸を覆う巨大な氷のことで、南極大陸は平均1,850mの氷床に覆われています。

註2 ...日本人が南極地域で観光等の活動を行う場合は、南極環境保護法に基づく確認申請を行い環境大臣の確認を受ける必要があります。また、他国で確認又は許可を受けている観光に参加する場合は届出をする必要があります。詳しい手続きは、南極地域の環境の保護に関するホームページ <http://www.env.go.jp/earth/nankyoku/kankyohogo/index.html> をご覧下さい。